

## 和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金 よくある質問

### ○補助金全般について

問. 先着順の取扱いについて教えてください。

答. 受付日が同日であるものは、受付時刻に関わらず、同着として扱います。

郵送の場合は、脱炭素政策課に到着した日を受付日とし、土日祝日に郵送で到着した場合は、翌開庁日を受付日とします。

なお、申請書類が不備なく提出された日をもって、申請受付とします。

問. 複数の事業者から見積りをとる際、見積りはすべて県が実施する説明会を受講した事業者からとる必要がありますか。

答. 見積りはすべて県が実施する説明会を受講した事業者からとってください。

[R 7 説明会受講事業者一覧](#)

問. 補助金の申請は契約後でも問題ないですか。

答. 補助金の申請は事業着手（契約・工事着工）前に行っていただく必要があります。

なお、契約を担保するような仮契約や預かり金・手付金の支払い等についても事業着手とみなします。

問. 補助金の申請者と契約者及び支払者が異なりますが問題ないですか。

答. 補助金の申請者と契約者及び支払者は同一であることが必要です。

問. 国の補助金等との併用はできますか。

答. 本補助金は国費を充当しているため、同一の補助対象設備に対して、国費を充当した他の補助金等との併用はできません。

問. 店舗（事務所）兼住宅に補助対象設備を設置する場合、個人と事業者どちらの区分での申請となりますか。

答. 原則、事業者の区分で申請してください。ただし、店舗（事務所）部分と住宅部分で電気の契約が明確に分かれており、太陽光で発電した電気が住宅部分のみに供給される場合は個人の区分で申請可能です。

問. 何ををもって事業の完了となりますか。

答. 設備の引き渡し、設置事業者への支払い、建物登記（新築等の場合）、住民票の異動（新築等の場合）の全ての完了をもって、事業の完了となります。また、系統連系を行う場合は、原則として系統に対し電力の供給ができる状態であることが必要です。

なお、電力会社に系統連系手続きの申し込みをしたうえで、連系手続きに時間を要することを電力会社との協議資料などで確認できる場合はこの限りではありません。

問. これから住宅を新築する予定ですが、申請できますか。

答. 申請可能です。ただし、新築の場合であっても、期日までに事業を完了させ、実績報告を行っていただく必要があります。

問. 約束手形による支払いは補助対象となりますか。

答. 原則、支払いは銀行振込みとしてください。  
約束手形や小切手による支払いは、補助対象として認められません。

問. ローンやクレジットによる支払いは補助対象となりますか。

答. 原則、実績報告時までに支払いを完了していることが必要です。ただし、初めから設備が申請者の所有となる場合に限り、ローンやクレジットによる支払いも補助対象として認めます。

#### ○補助対象設備について

問. 太陽光発電設備のみを設置する場合、補助対象となりますか。

答. 太陽光発電設備と蓄電池を同時に設置することが要件となりますので、補助対象外となります。

問. 蓄電池のみを設置する場合、補助対象となりますか。

答. 太陽光発電設備と蓄電池を同時に設置することが要件となりますので、補助対象外となります。

問. 売電はできますか。

答. 本補助金を活用する場合、FIT・FIP 制度の認定を取得し売電することはできません。  
FIT・FIP 制度の認定を受けずに売電することは可能ですが、太陽光発電設備で発電した電力量の一定の割合（業務用：50%以上、家庭用：30%以上）を自家消費することが必要です。

問. 太陽光発電設備の要件である自家消費率を達成できなかった場合、どうなりますか。

答. 達成できない場合は、補助金を返還していただく場合があります。自家消費見込を踏まえた規模にする等、過度な設置は控えてください。

なお、発電量、自家消費量及び売電量の実績について、報告を求める場合がありますので、実績については必ず記録するとともに、モニター画面等を撮影した写真や WEB

サイトのデータ等は必ず保管しておいてください。

問. 住宅の屋根以外（カーポートや物置等）に太陽光発電設備を設置する場合は補助対象となりますか。

答. 対象住宅の敷地内であればカーポートや物置等の屋根への設置も対象とします。ただし、発電した電力は住宅部分で消費することが必要です。

問. 太陽光パネルのみ又はパワーコンディショナーのみを設置する場合は補助対象となりますか。

答. 過積載を目的としてパネルのみ増設する場合や故障による場合等、太陽光パネル又はパワーコンディショナーのどちらか一方のみを設置する場合は、補助の対象となりません。

問. 住宅用太陽光発電設備等共同購入事業との併用はできますか。

答. 本補助金の要件を満たす場合は、併用できます。また、共同購入事業であっても交付決定のあった日以降に補助対象設備に係る契約等を行ったものが対象となります。必ず交付決定を受けてから契約等を締結するようにしてください。

問. 交付決定を受ける前に系統連系の申込みを行ってもよいですか。

答. 契約を前提とした系統連系の申込みであれば事業着手とみなします。補助金の手続きの流れについては、申請の手引きをご確認ください。

問. 補助金の申請者と発電者（電力需給契約者）が異なりますが問題ないですか。

答. 補助金の申請者と発電者（電力需給契約者）は同一であることが必要です。

問. 可搬式（ポータブル）の蓄電池は補助対象となりますか。

答. 可搬式（ポータブル）の蓄電池は補助対象外となります。

問. 事業者がモデルハウスに導入する設備は補助対象となりますか。

答. モデルハウスは、事業所ではなく商品見本としての性質が強いことから、補助対象外となります。